

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法（４－３７）
根 拠 条 項：第１２条の３
処 分 の 概 要：調査のための受診命令
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、同第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第５条第１項第３号～第５号（許可の基準）、同第９条の１３第１項第１号（年少射撃資格の認定）、同第１２条の３
処 分 基 準： 法第４条若しくは第６条の許可を受けた者又は同第９条の１３の年少射撃資格の認定を受けた者が、法第５条第１項第３号～第５号に該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときは、医師の診断を受けるべきことを命ずる。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課保安係（０４３－２０１－０１１０）
備 考：